

令和4年流山市教育委員会議第8回定例会会議録

- 1 日 時 令和4年8月25日(木曜日)
開会 午前10時10分
閉会 午後12時10分
- 2 場 所 流山市立東小学校 会議室
- 3 出席委員 教 育 長 田中 弘美
教育長職務代理者 杉浦 明
委 員 宮田 義則
委 員 割田 由佳
委 員 山本 正子
委 員 羽中田 彩記子
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 出席職員 教育総務部長 大塚 昌浩
学校教育部長 宮本 信一
生涯学習部長 竹内 繁教
教育総務部次長兼学校施設課長 吉田 瑞穂
学校教育部次長兼学校教育課長 南 暁男
生涯学習部次長兼生涯学習課長 石戸 敏久
教育総務課長 鈴木 貴之
指導課長 郡司 美紀
いじめ防止相談対策室長 木藤 潔
スポーツ振興課長 小池 昌樹
公民館長 寺門 宏晋
図書館長 新倉 英之
博物館長 秋谷 大和

- 7 事務局職員 教育総務課長補佐 遠山 美保
教育総務課庶務係長 山田 大輔
教育総務課主事 石戸 寛諭

8 議案等

- 議案第23号 令和4年度教育費補正予算案について
議案第24号 流山市文化財の保護に関する条例の一部を改正する条例の原案について
議案第25号 流山市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
議案第26号 流山市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第27号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
議案第28号 工事請負契約の原案について
報告第7号 臨時代理の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）

9 議事の内容

（開会 午前10時10分）

田中教育長

ただいまから、令和4年流山市教育委員会議第8回定例会を開会します。
まず、令和4年流山市教育委員会議第7回定例会の会議録をお配りしておりますが、御意見、御指摘がございますか。

（特になし との声あり）

田中教育長

特になしということですので、承認ということにします。
これより議事に入りますが、議案第23号「令和4年度教育費補正予算案について」、議案第24号「流山市文化財の保護に関する条例の一部を改正する条例の原案について」、議案第28号「工事請負契約の原案について」は、市長に対する意見の申出を必要とする事項です。よって流山市教育委員会議規則第13条第1項の規定により非公開とし、本日の議事日程につきまして当該案件を同会議規則第10条第1項の規定により、各課等報告の後に繰り下げたいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なし との声あり）

田中教育長	<p>御異議なしと認めます。よってこれらの案件につきましては非公開とし、各課等報告の後に審議します。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第25号「流山市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
学校教育部長	<p>(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に関する条例の一部改正及び「押印見直し方針」に伴い、所要の改正を行う旨の説明)</p> <p>千葉県が「行政手続き等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について(通知)」において、「押印見直し方針」を定め、各機関において押印見直しに係る調整を行ったこと、また、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に関する条例の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。改正内容としては、流山市立小学校及び中学校管理規則の様式から、印等を削除するなどしています。また、流山市立小学校及び中学校管理規則第44条の2に、業務量の適正管理を新設しています。</p>
田中教育長	<p>本案について質疑等ありましたらお願いします。</p> <p>(特になし との声あり)</p>
田中教育長	<p>質問がないようですので、議案第25号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし との声あり)</p>
田中教育長	<p>御異議なしと認めます。よって議案第25号は、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に、議案第26号「流山市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>

学校教育部長	<p>(千葉県が「行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について(通知)」において「押印見直し方針」を定め、千葉県の各機関において押印見直しに係る調整が行われたことに伴い、流山市立学校職員服務規程の一部を改正する旨の説明)</p> <p>千葉県が「行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について(通知)」において「押印見直し方針」を定め、千葉県の各機関において押印見直しに係る調整を行ったことに伴い、本規程においても押印の見直しを行うものです。改正内容は、流山市立学校職員服務規程の様式から、印等を削除するなどしています。また、流山市立学校職員服務規程第5条、第7条第1項、及び第8条の一部を改めています。</p>
田中教育長	<p>本案について質疑等ありましたらお願いします。</p>
杉浦教育長職務代理者	<p>69ページに『押印』を『出勤した旨を記載』とありますが、具体的にはどのような方法でどのような文言を記載するのでしょうか。また「この訓令は公示の日から施行」ということですが、実際に学校では9月から適用されるのでしょうか。3つ目は、これに伴い、学校が保護者に、修学旅行の参加届や通知表等、いろいろな書類の提出を求める際に押印を求めていると思いますが、その辺りについては今後検討されるのでしょうか。</p>
学校教育部長	<p>1点目の「出勤した旨を記載」についてですが、出勤した記録が残るものであればその記載方法は問わないということで、県立学校の場合は昨年10月から施行されていますが、例えば10月の前半は押印で、後半がレ点という形でも構わないということです。学校によっては、名簿が縦、日付が横に並んでいて、そこにチェックをする、という簡易的なものでも大丈夫だということで、出勤したという証明を本人が記載すればよいという形になります。長期的な保存に耐えられるよう、ボールペン等を使用し、希望する職員については押印でも構わないとしています。その他、確認印等もレ点でも構わないという形で考えているという県立学校の趣旨に則り、こちらでも同様の運用をしていきます。2点目の、いつから適用するかということですが、これが周知された段階で、各学校でも行っていただくこととなります。3点目の保護者の押印については、こうした方針が出されましたので、同様の対応を学校に求める必要があると考えています。通知表等については、名前が印刷されていて、レ点だとど</p>

うなのかというところもあり、そうしたところは学校長判断になると思いますが、検討しなくてはいけないと考えています。

羽中田委員

出勤簿は出勤の時刻まで記載されているものだと思うのですが、レ点だといつ誰が記載しても分からないという状況かと思います。印鑑は自分以外誰も持っていないので、タイムカード等の導入であれば当然印はなくてよいと思うのですが、出勤時間、退勤時間の記録は何か残るのでしょうか。

学校教育部長

今、各学校はパソコンを開いて出勤の確認ができる状態になっていますので、それで全て出勤・退勤の確認ができるようになっていきます。それがあれば、特に時間は記載しなくても大丈夫であるということです。

羽中田委員

学校に来てパソコンを開いた時点で出勤を確認できるということになるのですか。

学校教育部長

パソコンを開いてクリックすると出勤となります。

田中教育長

今までは出勤簿があり出勤印を押し、それ以外に出勤簿の横に出勤用のパソコンがあり、自分の名前のところを押すと出勤時刻が記録されるということで、二通り行っていたのですが、今は簡素化されています。

羽中田委員

そうですね。ではレ点も別にいらないが記録のために残しておく、という感じなのですね。それからもう1つ、例えばプールに行く時等、保護者に印を求めるといった負担があると思いますが、そうしたことは今後どのようにしていくのですか。それは流山市としての学校の対応であり、各学校バラバラということはないと思いますので。

学校教育部長

先ほども少しお話しましたが、学校から保護者に求める書類については、こうしたことで職員に対して行っておりますので、同様の対応をしていく必要があると考えています。

田中教育長

ほかに御質問はありますか。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、議案第26号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

教育総務部長

御異議なしと認めます。よって議案第26号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第27号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(令和3年度における教育委員会の事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その報告書を作成し、議会に提出する旨の説明)

教育総務部長

議案書123ページをご覧ください。議案第27号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定により、教育委員会の事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、別添のとおり議会に提出するものです。報告書については、別にお配りしている資料を御覧ください。本案については毎年点検及び評価を行っているところですが、令和3年度実施事業に対する点検評価報告書は、昨年度までのA3版から、見やすさ及び扱いやすさに配慮しA4版に変更しました。令和3年度においては、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により実施することができなかった事業があり、対象事業については評価欄に「評価に該当しない」と表記しております。

それでは各部の事業の主なものについて御説明します。点検評価報告書の施策順に御説明しますので、まず、生涯学習部の事業について竹内生涯学習部長より、続いて学校教育部の事業について宮本学校教育部長より、最後に私から教育総務部の事業について御説明します。

生涯学習部長

生涯学習部の令和3年度事業についてですが、昨年にも引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により3事業が中止となり、「評価に該当しない」となりましたが、他の事業については感染防止対策に工夫を凝らし、実施すること

ができました。施策Ⅰ 生涯学習 においては、1事業が新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。実施した主な事業としては、5ページをお開きください。「夏休みの学校開放による『夏休み子ども教室』事業」については、夏休み期間中、保護者等が日中働いていて不在となる低学年の小学生を対象に、学校施設の一部を借用して居場所の提供を行い、体験学習などのカリキュラムを組み、有意義に過ごしてもらおう事業で、開設期間の3分の2に当たる17日間以上の参加を条件に加え、実施しました。12ページ「おおたかの森こども図書館資料充実事業」については、「流山市子どもの読書活動推進計画」に基づくブックスタート関連事業として、市内に新設された14の子育て関連施設に、図書館司書のお薦めの絵本で制作したブックセットを設置しました。15ページ「北部公民館施設整備改修事業」については、北部公民館において施設のバリアフリー化推進のため、新たにエレベーターを設置し、利用者に安全で快適な環境整備の充実を図りました。17ページ「(仮称)南流山地域図書館整備事業」については、南流山分館に代わり、南流山中学校敷地内に、児童センター及び子育て支援施設の複合施設である南流山地域図書館の工事を、令和4年12月1日の開館に向けて進めました。19ページ「おおたかの森図書ピックアップサービス拡充事業」については、おおたかの森市民窓口センターから独立した図書カウンターを、令和3年8月1日にスタートおおたかの森ホールの一 corner に新設し、図書館サービスの充実を図りました。

次に施策Ⅱ 文化芸術・歴史 においては、1事業が新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。実施した主な事業については、21ページをお開きください。「文化祭開催事業」については、これまで文化会館で実施していたオープニングセレモニーイベントの会場を、スタートおおたかの森ホールに移し、令和3年10月23日に実施し、市文化祭を御存知ない方を含め、延べ600人の方に文化祭を広くPRすることができました。11月28日までの期間中は、各公民館等を会場に、各種団体の展示や発表が行われ、コロナ禍においても延べ3,471名の方に御来場いただきました。28ページ「一茶双樹記念館及び杜のアトリエ黎明改修事業」については、老朽化した展示ケース、展示パネル及び夏障子の修繕を行い、快適な施設の維持に取り組みました。29ページ「指定等文化財保存活用整備事業」については、国登録有形文化財の「秋元家住宅土蔵」の保存改修工事が入札の不調となり、文化財審議会においても建物内部の修繕方法の見直しの指摘があったことから、令和3年度に実施する予定であった保存・修復工事を令和4年度以降に変更することといたしました。また、市指定有形文化財の鱈ヶ崎三本松古墳古塚碑は、思井・鱈

ケ崎地区の区画整備事業終了に伴い整備された鱈ヶ崎4号公園内に覆屋を設け、一般に見学できる施設として整備を行いました。

次に施策Ⅲ スポーツ においては、35ページをお開きください。「東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプ地等誘致事業」については、スポーツ活動の促進として、1年延期となった東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に際し、女子ハンドボール、卓球、及びパラリンピック卓球の計3競技で、オランダ代表チームの事前キャンプをキッコーマンアリーナで実施しました。新型コロナウイルス感染症の影響により、選手団と市民との直接の触れ合いができない中でも、歓迎式典、女子ハンドボール練習試合、卓球・パラリンピック卓球のオンライン交流など、様々な工夫を凝らし、交流事業に一定の成果を上げることができました。次に施策Ⅳ 子ども・子育て においては、1事業が新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。46ページ「青少年主張大会運営事業」については、新型コロナウイルス感染症対策のため、本来は会場に訪れる各中学校の応援生徒約300人の来場を制限し、無観客での開催としました。当日は市内中学校から9名の発表がありました。各生徒の発表はライブ配信を行い、各学校に熱い思いを伝えることができました。その他の事業についても、感染症対策を講じながら、屋外事業を中心に展開し、青少年の健全育成に努めました。生涯学習全体としては、長引くコロナ禍にあっても、ほとんどの事業において当初の目的を達成し、高い評価を得ることができたと考えております。

学校教育部長

学校教育部の主な事業を御説明します。61ページ「流山市部活動支援事業」では、部活動の更なる活性化と教職員の働き方改革を推進するため、令和2年度2校8部活、令和3年度は、これに1校4部活を加えた合計3校12部活に、外部の部活動指導員を配置しました。これにより、教員が授業の準備や生徒と向き合う時間を確保できたことはもとより、当該指導員の専門的知識等を活かした指導を受けることにより、生徒の技術向上にもつなぐことができました。73ページ「教育研究企画室運営管理事業」では、不登校児童生徒の支援の充実を図るため、フレンドステーションしんかわの令和4年度の開設に向けた業務に取り組み、今年度当初より滞りなく運用を開始することができました。95ページ「学校給食公会計化事業」では、新型コロナウイルス感染症の影響により学級閉鎖等が相次いだため、給食費の算定に係る業務が増大することとなりました。また、未納者への督促業務の強化を図るため、電話等の督促に応じない未納者に対しては、児童手当からの徴収を実施することにより、積

極的な徴収率の向上に努めました。96ページ「いじめ防止対策推進事業」では、いじめや不登校などの予防と対策のために実施しているQUについて、対象を小学校3年生から中学校3年生に拡大し、年2回実施しました。また、いじめの未然防止のため、スクールロイヤーが全小中学校において、いじめ防止研修やいじめ防止授業を実施することができました。

教育総務部長

教育総務部に係る事業について説明します。まず、教育総務課の事業の主なものを御説明します。45ページ「学童クラブ施設整備事業」は、児童数と需要の増加に対応するために計画的に学童クラブを整備するもので、令和3年度は小山小学校区第5おおたかの森ルームを整備し、受入れ定員160人を増員しています。また、流山小学校区の第1おおぞら学童クラブのガスエアコンの更新を行いました。今後は、令和6年度に開校予定の新設小学校2校について、計画的に施設整備を進め、需要の増加に対応して適切な保育環境の確保を行うほか、必要に応じて施設修繕を行っていきます。54ページ「文化・スポーツ振興事業」については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、文化・スポーツ等の大会が実施されず事業が実施できませんでしたでしたが、令和3年度は文化部門及びスポーツ部門の大会が開催されたため、審査会を実施し、奨励金の交付を行いました。新型コロナウイルス感染症の影響により、動画による審査が行われるなど、大会の実施方法が多様化しており、今後も実施状況について適切に把握するよう努めます。56ページ「校外学習バス運営事業」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、こちらも令和2年度は実施できませんでしたでしたが、令和3年度は、一部新型コロナウイルス感染症の影響によるキャンセルがあったものの、感染症対策を徹底した上で校外学習バスを運行することができました。令和4年度からは委託業者が代わりますが、引き続き委託業者との連携を密に取り、適切な校外学習バスの運行を行っていきます。

次に、学校施設課の事業を御説明します。80ページ「小学校及び中学校新型コロナウイルス感染症対策事業」は新規事業として、新型コロナウイルス感染症の拡大により早急な感染症対策が求められており、学校トイレにおける床のドライ化、便器の洋式化、手洗い場の自動水栓化及び、トイレ以外の蛇口をレバーハンドルに変更する工事を実施しました。この事業は国庫補助金を得て事業を進めており、令和2年度から取り組んでいましたが、令和3年度に無事事業を完了させることができました。83ページ「新設小学校（おおたかの森地区）建設事業」及び84ページ「南流山中学校移転事業」は、おおたかの森

地区及び南流山小学校区の児童数の増加に対応するために、令和6年度に新設小学校2校開校及び南流山中学校の移転開校を行うものです。それぞれ、令和4年度から建築工事を予定しており、開校に向けた工程については予定通り進めております。84ページ「新設中学校建設事業」では、児童数の増加に伴い、進学先となる中学校の需要増に対応するため、大畔地区に令和4年4月開校に向け「おおぐろの森中学校」を建設し、無事に完了したものです。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

割田委員

まず、A4版になり、とても見やすくなったと思います。生涯学習の事業について、3点気が付いたことがありました。25ページ「市民芸術劇場事業」の今後の課題に、「スターツおおたかの森ホールが開館し、質の高い音楽を鑑賞できる機会が増える中、本事業の在り方についても検討する必要がある」ということですが、私はこの市民芸術劇場を利用したこともあり、スターツおおたかの森ホールでのコンサートも何度か観に行っています。スターツおおたかの森ホールでのコンサートは、正直、チケットが高く、市民芸術劇場の良い点は、安くて良いものが観られるということですので、元々関心が高く興味を持っている方はスターツおおたかの森ホールでのコンサートでも十分楽しめると思うのですが、そうではない、少し関心のある方が、新しい文化の入り口として、市民芸術劇場のようなものがあると、とても助かり、良いことなのではないかと思いました。検討する時の参考にしていただければと思います。

2つ目は32ページ「文化財保護推進事業」で、文化財が52件もあるということは今まで私もあまり意識していなかったのですが、今後の課題に「地域と連携していく必要がある」とあり、この52件ある文化財をマップにするなどして小中学校に配布し、子どもたちに伝えていくことが、未来を子どもたちに任せることになるので、今後保存していくということを考えると、学校の教育に利用していただくのも有効なのではと思いました。

3つ目は47ページ「姉妹都市少年スポーツ交流事業」です。コロナ禍を経て、支援活動や民間のサークル活動も様々な工夫を凝らして再開しているところもあれば、一旦活動を中断したまま、まだ再開に向かっていないところもあります。根本的に、目的の部分やコロナの影響によるだけでない、再開につながらない理由がどこかにあるのではないかと、と見直す機会なのではないかと思っています。

生涯学習課長

「市民芸術劇場事業」は、以前、流山市民が芸術鑑賞をするためには、電車を乗り継いで都内に出る等の不便さがあり、そこで市民の方に芸術と触れ合う機会を提供しようということで立ち上げた事業です。当時からかなり年数が経ち、東京へ行くにしても、つくばエクスプレスで秋葉原まで数十分という近さであり、またスターツおおたかの森ホールもできましたので、こちらで芸術を提供できる機会ができたという観点です。先ほど、市民芸術劇場が安価であるというお話がありましたが、スターツおおたかの森ホールの自主事業で行っているものについては、決して高い料金で提供しているものばかりではないので、これからはスターツおおたかの森ホールを中心に、芸術に触れあう機会を提供していきたいということです。残念ながら市民芸術劇場については今年度で終了となります。

「姉妹都市少年スポーツ交流事業」については、6月頃から交流事業の募集をかけていたのですが、姉妹都市のスポーツ団体から申請がなかったということで令和3年度は実施できませんでした。中止になった理由としては、新型コロナウイルス感染症であると、我々としては考えております。

博物館長

「文化財保護推進事業」について、現在、市内の指定・登録文化財は52件あります。現在、「流山市文化財保存活用地域計画」を策定中であり、令和5年度に策定されるのですが、その制度の中では、保存・保護、活用することを積極的に推進するというので計画を進めています。指定文化財が市内のどこにあるのか分かりにくいということで、市民の方あるいは学校等に分かりやすい形で周知をしていきたいと思っております。

杉浦教育長職務代理者

14ページ「おおたかの森ホール施設管理事業」の事業内容に「施設修繕（30万円以上）などを行う」とあるのですが、予算額が19万1千円となっており、整合がとれていないのではないかと感じました。

生涯学習課長

「おおたかの森ホール施設管理事業」は、指定管理者が行う事業以外のものをやるということで、損害保険やネットワーク通信料等といったものに含めて、施設の修繕で30万円以上のものがあります、という事業内容の説明となります。まだ新しいホールなので、予算に修繕料は入っておらず、予算を19万1千円計上している内容は、市が行うべき機器の保守点検料と、建物の損害保険料となります。

学校教育について4点あるのですが、1点目は58ページ「教育指導人材充実事業」の評価理由に「要望に合わせて指導者を派遣」、改善策に「学校支援につながる人材の活用状況を把握する」、関連して60ページ「地域による学校支援事業」の「教育・指導する人材を探して学校の教育に協力してもらう」という事業は、これからコミュニティ・スクールでも取り組んでいくことと被っているのではと思っています。取組と改善点に「学校支援コーディネーターが地域の人材を開拓し」とありますが、1人で開拓するのはとても大変なことなので、教育委員会から指導者を派遣することができるのであれば、コーディネーターの方に協力して情報を提供していくというように関連、連携していけるのか、ということをお伺いしたいのが1点です。

2点目は61ページ「流山市部活動支援事業」の取組と改善点に「部活動に関するアンケートを実施した」とありますが、下のアンケート結果を見ると、これは先生方に対するアンケートなのだと思います。子どもたちに向けてのアンケートはこれから実施し、事業目標の中に取り込んでいく予定があるのかをお伺いしたいと思います。

3点目は66ページ「総合的な学習の時間推進事業」で、改善策に「学校訪問での指導や研修会を通して指導力の向上に努める」とあります。教職員の担当の先生方に対する研修が主なのかと理解したのですが、ICT推進の資料によると、校長先生のリーダーシップというものが、学校で活発にICTを推進する大きな力となる、とあります。総合的な学習についても、校長先生のリーダーシップにより、学校独自の、学校の特色の輪郭がはっきりと持てるのではないかと思いました。校長先生、教頭先生等、管理職の先生への研修ということもあってよいのではないかと思いました。

4点目は96ページ「いじめ防止対策推進事業」で、QUを行い、いじめの早期発見・予防をしていただくのは、とても良いことだと思います。ただ保護者として、QUを受けてきた後の子どもの様子を見て、子どもにとって安心を与えているものようにはあまり思えない、というのが正直なところです。いじめを行わない環境をつくるということが第一で、その次に早期発見への取組が入ってくるのではないかと考えています。環境をつくるというのは、授業の中で子どもの心を豊かにするとか、人間関係をつくるといった授業や学校教育を目指す、というものが第一にあっていいのではと思います。いじめ防止基本方針の中でも「学校におけるいじめの問題への対応」で、いじめ防止のために行うこととして、心の安堵感というものが第1番目にきているのではっきり分かるのですが、いじめが起きないような豊かな心を皆持つように心を育てたい

ということ、1人1人を大事にしたいという姿勢を示しているということが環境づくりに大きく関わってくるのではないかと思いますので、この事業の中で、機会を見つけてそうしたことを発信していただけたらと思います。

指導課長

まず「地域による学校支援事業」と「教育指導人材充実事業」の、コーディネーターの関わりであるとか、謝礼についてかと思うのですが、地域の人材を学校の力になっていただくにあたり、全てをコーディネーターにお願いしているわけではなく、学校の方で、今までの歴史の中でたくさん支援していただいている方々もいらっしゃるもので、被っている部分もありますし、被っていない部分もあるかと思えます。コーディネーターが1人だけで人材を発掘するのは難しいというのはもちろん分かっており、コーディネーターの研修会を年に数回実施し、地域での人材もまた取り入れて情報共有等しているもので、学校と地域と、あとはコーディネーター同志のネットワーク・情報共有の中で、人材を発掘しているところです。

2点目の部活動についてのアンケートですが、現在、外部の部活動指導員を配置している学校は全部ではないので、配置している学校に対するアンケートとなります。ここには書かれていませんが、子どもたちへのアンケートも行っており、併せて9月以降に今後の地域への部活移行についての、保護者や生徒、教職員の御意見についてもアンケートを行おうと考えていますので、また何かそちらについて情報を提供できることがあればお知らせしたいと思っています。

「総合的な学習の時間推進事業」についてですが、総合的な学習の時間の中でだけの指導力向上のための研修というものは行っておりませんが、ICT推進に関わり、ICT推進委員の研修会ですとか、様々な担当者の研修会を結集して、総合的な学習の時間の中でも力を発揮していきたいということで、今後も研修等を進めていきたいと考えています。

いじめ防止相談対策室長

「いじめ防止対策推進事業」についてお答えします。御指摘のとおり、いじめの未然防止のための環境整備というものを基本方針の中にうたっております。そこについては我々も課題であると考えています。QUに関しては、子どもたち、また保護者の方に御提供する情報と、学校の方で持っている情報はまた別であります。お子さん、家庭に対しては、そのお子さんについての情報はフィードバックしておりますが、学校の方では、学級全体の子どもたちの状況を分析したものを情報として持っています。その中で、学級が今どのような状

態なのかということ、教員、担任1人1人が分析をした上で、学級の経営にあたっていく、というものですので、これを基に子どもたちが安心できる学級づくりに役立っているという状況です。これをより有効に活用していくために、Q Uをやりっぱなしではなく、やった後の活用についての研修も昨年度実施しています。また、今年度の取組としては、それを今度はWeb上で行うような形に改良しており、紙ではなく、1人1人が持っているタブレット上でその子のQ Uの結果の状況が確認できるよう改善しておりますので、それをいじめの未然防止に役立てていくということ、これからも努めていきたいと思っています。いじめの未然防止の環境づくりのために、それを含めた上で、今後の課題に「いじめの未然防止や対応のための啓発を」と記載しておりますので、防止についてはこれからも進めていきたいと考えております。

羽中田委員

指導課の取組についてお話を伺いたいのですが、今の「総合的な学習の時間推進事業」について、「各学校の特色ある教育の推進」ということですが、それぞれの学校の特色というのは、何か一覧で閲覧することはできるのですか。

指導課長

指導課ではなく、学校教育課の方で特色ある授業のお金を措置しているのですが、それをホームページに掲載していますので、各学校がどのようなことに取り組んでいるかということはホームページでご覧いただけるようになっています。

羽中田委員

分かりました、確認させていただきます。それぞれの学校が、校長が代わったり職員が代わったりする中で、本来は学校の特色なので長い間継続して特色を作っていくものではあるのですが、なかなかそういうことも困難な状況があると思うので、その都度、どういう特色をこの学校は持っているのかということ、もっと市民にアピールするような場があるといいのではないかと思います。新しい学校もできたことだし、そうしたことに興味を持つ保護者も多いと思いますので、是非とも、ホームページもですが、何らかの形で市民が目にしやすいようなものをお願いしたいと思います。

また、72ページの「教育用インターネット活用推進事業」で、事業内容に「情報活用能力の育成を図る」とありますが、改善策では業務委託の中で本格運用ということで、ネットワークの構築工事といったことが書かれており、これは69ページの「ICT学習空間整備事業」の方の内容なのではないかと思いました。情報活用能力の育成ということをやっているのであれば、それに

向けてどういった取組をしていくか、ということを書いていた方が分かりやすいと思いました。例えば指導計画を作っていく、ですとか、何年計画でこうしたことを目標にして進めていく、というような、内容に関わるものを改善策として示していただきたいと思いました。

指導課長

はい、善処していきたいと思えます。

羽中田委員

もう1点、A評価とB評価についてです。教育委員会の皆さんの御努力で、いろいろなことが日常に戻りつつあると感じました。また、学校教育だけではなく、いろいろなことについて、教育委員会の御努力が実ってきていると感じています。それで、B評価が指導課で2点、博物館で1点ということで、ほとんどがA評価の中、この3項目だけがB評価なので、どのようにしてB評価とされたのかを見せていただきました。新型コロナウイルス感染症の影響により全く何もできなかった場合は「評価に該当しない」とされていますが、指導課のB評価のものは、ある程度は実施されているが、コロナ禍の中、やむを得ず実施できなかったものがあつた、ということでB評価になっています。他をいろいろ見ても、A評価の中でも、コロナ禍で実施できなかったというものがあります。そうすると、A評価なのかB評価なのか、違いはどういうことなのかと感じました。言ってみれば、指導課で出しているBは、他の評価と比較して考えるとAではないのかと感じました。言いたいのは、A、Bと付けることには100パーセント、99パーセントというように数値での目標はされていますが、内容についての評価規準というものがはっきりしないということを全体で感じました。要するに、こういうことがここまでできたらAである、ということをもっと明確に評価していかないと、全体の流れの中で少し違和感のある評価結果でした。指導課のB評価を付けた理由を教えてくださいませんか。

指導課長

例えば64ページ「学校教育内容充実事業」は、音楽発表会は実施していない、大会等も行っていない、キャリア教育についても、形を変えてやらせていただきましたが、そうしたこともあり全ての事業が実施できたわけではない、というところでAが付けにくかったということです。

羽中田委員

具体的に言うと、例えば長崎小学校の給食室の改修も、次年度送りになっていますがA評価になっていますし、スポーツの方でも、市民大会はできなかったが他のものができたのでAと評価されています。そのあたりの評価の規準を

明確にして、AなのかBなのかを全体として見ていただきたいと思います。

田中教育長

評価の区分としては、目標の達成率で、Aは100パーセント、Bは99パーセントから71パーセントとなります。では目標の達成率の中身とは何なのかと突き詰めていかれると、答えるのはなかなか難しいかと思いますが。評価の仕方をどうするか、ということについては、今後のこちらの検討事項ということでいただきたいと思います。その事業によって、こちらがAなのになぜこちらはBなのか、ということをおっしゃりたいのだと思いますが、それはそれぞれの部署で判断したことです。そのあたりをもう少し精査していくものだというように捉えていきたいと思います。

羽中田委員

今後の課題ということで、各課、教育委員会の中で、統一感のある評価をしていただきたいと思います。

田中教育長

評価委員の方にも全体的な評価をしていただき、御指摘もいただいていますので、評価の件については来年度に向けて見直しをします。

杉浦教育長職務代理者

文言についてですが、60ページ「地域による学校支援事業」の現状と課題に、「令和3年度より2中学校区でコミュニティ・スクールを導入し、今年度も」とあるのですが、この「今年度」は令和4年度だと思います。これは令和3年度の事業の評価であり、他を見ても「今年度」は令和3年度を意識して書かれているところがほとんどだと思いますので、この部分は検討いただければと思います。また、62、63ページの図書館司書の配置について、小学校・中学校と別々に出ていますが、小学校の「児童」と中学校の「生徒」の部分だけを変え、内容的には同じであり、小学校と中学校は目指すものが違うと思うのですが、その辺りの書き方が安易であると思います。評価委員の方も御指摘されていて、私もその通りだと思いました。特に今後の課題の文意がよく分かりません。「読書活動推進活動が児童の読書力につながる」とありますが、これは例えば「算数指導をすれば算数の力が付く」と言っているようなもので、文言としてどうなのか、ということを含め、これは議会への提出や、ネットでも公開されるかと思いますが、御検討というか見直しをしていただければと思います。ちなみに95ページの「学校給食公会計課事業」の評価理由にある「令和2年度」は「令和3年度」ではないかと思いますが。こうしたことも含め、文言の統一もしていただければと思います。

今回拝見して、資料自体は力作だと思いますが、53ページ「教育委員会委員運営事業」について、令和3年度の振り返りを書かれていると思いますが、令和3年度というのは、教育委員が5名体制になった年度でした。令和2年度末にいろいろと議論し、令和3年の1月に条例改正をし、令和3年度、新たに山本委員が就任され、5名体制になった、ということは、結構画期的なことだったと思うのですが、それに関して全く触れていただけていないというのは、いろいろあれだけ皆で話し合ったり、考えたりしたことであるのに、それに対する評価がスルーされているような感じで残念でした。また、学校教育の中のいくつかの項目について、例えば「ICT学習空間整備事業」、「教育用インターネット活用推進事業」、「教育研究企画室運営管理事業」等は、昨年までの評価書を見ると、「教育環境の整備」のジャンルに入っていましたが、今度は「確かな学力の育成」となっています。同じように「体力向上推進事業」と「児童生徒大会派遣事務事業」も、今までの「児童・生徒の安全確保と健康増進」のジャンルから「確かな学力の育成」となっています。恐らく理由があつてのことだと思うのですが、私自身は、体力向上がなぜ学力の向上と同じくくりに入ってくるのかが少し分かりませんでした。「学力・気力・体力」の3つの力の充実をうたっているのに、体力向上が「確かな学力の育成」の中にジャンル分けされたので、なぜなのかと感じました。

教育総務課長

御指摘いただきありがとうございます。年度が違うという御指摘については、再度精査させていただきたいと思います。また、教育委員が5名体制になったことについても、書き方について検討させていただきます。

田中教育長

いろいろな意味で、中身をもう少しきちんと確認をすることが必要だったと思っています。今までどおりの形で今までどおりの文言でしてきた部分が多いのかとは感じています。先ほど杉浦教育長職務代理者からもありましたが、読書活動については評価委員の方からも「再度点検の上、見直しをしたい」という御指摘もありましたので、これから再度確認をしていきたいと思っています。

ほかに御質問はありますか。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、議案第27号は、中身をもう少しきちんと精査し、修正する箇所は修正をして、形を正しいものに整え直していきたいと思いま

す。修正の上、可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

それでは議案第27号は、修正の上、可決することに決しました。

次に、報告第7号「臨時代理の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）」を議題とします。

報告理由の説明を求めます。

教育総務課長

(学校敷地内で発生した物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について臨時代理した旨の説明)

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

割田委員

発生したのが5月で解決したのが8月ということで、期間が長いような感じがするのと、損害賠償額が高く感じたのですが、何か原因や理由があったのでしょうか。また、今後このようなことが起こらないような対策を、何か考えられたのであればお聞きしたいと思います。

教育総務課長

解決までの期間が長いことについては、保険が絡むことですので、この手続きに時間を要したということです。また、流山市で定期的に行っている「安全運転講習会」というものがあり、事故を起こした教職員には必ず受講するよう指導しています。

割田委員

対策については、石が飛ばないように、車をよけてから草刈りをしましょう等の、具体的なルールができたのかということで伺ったのですが。

教育総務課長

それは呼びかけをしていきたいと思います。

田中教育長

賠償額が高かったのは、機械の力で飛んだ石の勢いで、後ろの窓ガラスが全部割れたからです。

ほかに御質問はありますか。

(特になし との声あり)

田中教育長 質問がないようですので、報告第7号は、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長 御異議なしと認めます。よって報告第7号は、原案のとおり了承することに決しました。

次に、各課等報告に移ります。学校施設課からお願いします。

学校施設課長 (南流山中学校移転に係るその他エリアの利用について報告)

学校教育課長 (新設小学校2校の校名決定までの業務及び工程について報告)

指導課長 (令和4年度千葉県総合体育大会・千葉県通信大会入賞者について報告)

生涯学習課長 (流山市青少年主張大会の開催について報告)

田中教育長 以上の各課等報告への質疑、意見等がありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長 特にないようですので、各課等報告についての質疑を終了します。続きまして、先ほど非公開と決定しました議案の議事に入ります。

(傍聴人がいないため、退席者なしで審議開始)

議案第23号「令和4年度教育費補正予算案について」

教育総務部次長、生涯学習部次長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

議案第24号「流山市文化財の保護に関する条例の一部を改正する条例の原案について」

生涯学習部長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

議案第28号「工事請負契約の原案について」

教育総務部長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

(主な質疑)

(問) 先日の流山市教育研究会の研修会の後、LGBTの問題を抱えた子どもにとっての男子トイレについての話が話題になった。流山小学校ではトイレの改修をした時に男子トイレは全て個室になったと聞いたが。

(答) 10年ほど前に改修した時に、男子トイレを全て個室化・洋式化したが、実際にそれをやると休み時間だけでは用を足し切れないとか、洋式便器に立って用を足すと飛び散ることにより、臭いや汚れがひどくなるということで、非常に運用上問題がある、ということがあり、昨年、コロナ対策のためにトイレの洋式化、自動水栓化の改修工事をした時に、やはり男子トイレには小便器が必要であるということで、全て小便器を設置し直した。男子トイレの全ての個室化は、全部なくなっている状況である。バリアフリートイレは各学校に整備されており、この学校でもバリアフリートイレとして、通常の多目的トイレのような広いトイレは設置されている。

田中教育長

続きまして非公開の各課等報告に移ります。いじめ防止相談対策室長からお願いします。

いじめ防止相談対策室長

(いじめ重大事態の発生報告について)

田中教育長

以上をもって、本日教育委員会議に付議された案件の審議は終了いたしました。

以上で、令和4年流山市教育委員会議第8回定例会を終了します。

(閉会 午後12時10分)